

高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金（第2期 均等割のみ課税）

次の方は申請で10万円を受給できる場合があります**DV**（ドメスティック・バイオレンス）**等避難中****離婚、離婚協議中**

本給付金の受給対象か否かは、原則として令和5年12月1日時点の世帯状況で判断しますが、次の場合は、一定の要件を満たせば、支給対象になります。

申請が必要ですので、対象の方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

※ 以下の内容は、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯についてのものです。

DV等避難中の世帯

対象となる可能性のある方

令和5年12月1日時点でDV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者で、住民登録のある住所地以外にお住まいの方

申請時に対象であることを確認するための書類の例

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に発令された児童への接近禁止命令を確認できる文書 など

離婚、離婚協議中の世帯

対象となる可能性のある方

- 令和5年1月1日から12月1日の間に離婚しており、令和6年3月中に高知市から申請に必要な書類が届かない方
- 令和5年12月1日時点で離婚協議中であり、実質的に離婚状態にある世帯の方

申請時に対象であることを確認するための書類の例

- 離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- 調停期日呼出し状の写し
- 現在の住居の賃貸借契約書 など

お問い合わせ

高知市健康福祉総務課 給付金担当

TEL 088-856-6935受付時間 8:30~17:15
(土・日・祝日を除く)

支給対象と支給額

1世帯あたり**10万円**を支給します。

令和5年12月1日時点で避難している世帯もしくは離婚又は離婚協議中の世帯であって、次のいずれかに該当

- ・令和5年度住民税均等割のみの課税者のみで構成される世帯
- ・令和5年度住民税均等割のみの課税者と非課税者で構成される世帯

※ 令和5年度の住民税とは、令和4年1月から令和4年12月までの収入（年金収入を含む）に基づき課税される税のことです。

申請期間

令和6年**5月31日**（金）**必着**

高知市のHP

最新情報は、HPでご確認ください。



QA

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点については、高知市健康福祉総務課 給付金担当にお問合せください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件を満たせば、給付金を受給できます。

Q 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税均等割のみ課税世帯相当である場合には受給できます。

Q どのような手続きが必要ですか？

A 高知市健康福祉総務課 給付金担当にご連絡いただき、必要な申請書類をご提出いただくことになります。



高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金（第2期）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。